

発議第7号

平成23年9月27日

雲南市議会議長 藤原政文様

提出者	雲南市議会議員	光 谷 由紀子
賛成者	同 上	佐 藤 隆 司
〃	同 上	西 村 雄一郎
〃	同 上	福 島 光 浩
〃	同 上	加 藤 欽 也
〃	同 上	細 田 実
〃	同 上	板 持 達 夫

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制は余りにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分など、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行えるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取組み例を推進するなど、地方自治体にとって取組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

本市においては、平成22年度に消費者センターを設置し、相談員を配置し市民の相談に積極的に取り組んできている。相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定・待遇の改善に向けた制度の整備が重要である。

よって、地方消費者行政充実のための支援について、次の事項を求める。

記

1. 実効的な財政措置

国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも使途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

2. 地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示

すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費者生活相談窓口を消費者に提供する観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、単独での設置が困難な自治体については、広域

的に連携して設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度
枠組みを提示すること。

3. 消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる任用制 度の創設

消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、
相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤
の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる
専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成23年9月27日

島根県雲南市議会